

基本協定書(案)に関する質問・回答

【(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業】
平成27年4月30日公表

No.	書類名	頁	条	項				別紙	項目名	質問内容	回答
1	基本協定書(案)	2	6	3					事業契約	「100分の20に相当する金額の違約金…」とありますが、第10条2項では100分の10に相当する金額の違約金とあります。100分の10に統一していただけますでしょうか。また、何故違約金の率を変更されているのでしょうか。	第10条第2項の該当部分については、第6条第3項の規定に合わせて100分の20とし、基本協定書において修正します。
2	基本協定書(案)	2	6	3					事業契約	事業契約に係る本契約の成立前の違約金(仮契約を締結しない場合)についてですが、事業契約成立後の違約金比率(100分の10)と同等の比率に変更できませんでしょうか。	原案の通りとします。